

平成29年度 文部科学省委託事業

「社会的課題に対応するための学校給食の活用」事業

学校給食費の公会計化による会計業務の負担軽減

報告書

平成30年2月

千葉市教育委員会

目次

はじめに

1	千葉市の給食概要	1
	(1) 基礎情報	1
	(2) 献立方式	1
	(3) 給食費	1
	(4) 学校給食の特色	1
ア	給食の管理運営	1
	(ア) 小学校・養護学校・第二養護学校	1
	(イ) 中学校・高等特別支援学校	2
イ	地産地消の取組み	2
2	概要	3
	(1) 研究開発テーマ	3
	(2) 事業目標	3
	(3) 事業概要	3
	(4) 成果指標	3
3	取組内容	4
	(1) 口座振替実施率低下に対する懸念への対策 ～独自の口座振替依頼書～	4
	ア 課題の分析	4
	イ 検討	4
	ウ 対応	4
	エ 学校手続き	4
	オ 結果	5
	カ 考察	5
	キ 課題等	5
	(2) 導入時の事務負担の軽減	9
	(3) 滞納額増加の対策	10
	ア 学校給食申込書	10
	イ 教育扶助費（生活保護世帯への支援）	12
	ウ 就学援助費	13
	エ 口座振替日の設定	13
4	調整事項	14
	(1) 庁内関係各課との調整	14
	(2) 標準的職務分担案の作成	15
	ア 標準的職務分担案の検討	15
	イ 標準的職務分担案の決定	15

(3) 食材納入事業者への対応.....	16
(4) 食材購入について.....	17
ア 現状	17
イ 取組内容	17
ウ 今後の課題.....	18
5 議会への対応	22
(1) 議会对応	22
(2) 議員からの質問等.....	22
ア 地元経済への影響について.....	22
イ 保護者への対応	22
① 未納債権の引き継ぎ	22
② 口座振替実施時の負担額.....	22
③ 学校における支援情報の入手	22
6 今後の課題.....	23
(1) 滞納金の増加.....	23
(2) 口座登録の課題	23
(3) 学校徴収金の取り扱い	23
ア 口座振替以外の徴収方法.....	23
イ 現金取扱の禁止	23
ウ 納付意識の向上	23
エ 児童手当からの徴収.....	23
オ 学校での催告・督促.....	23
7 総括.....	24
(1) 委託事業の成果.....	24
(2) 公会計化の効果と影響.....	24
8 参考.....	25

はじめに

現在、学校給食は、子どもたちの成長に合わせた適切な栄養摂取による健やかな成長に寄与する他、地産地消や食育の推進、食物アレルギーへの対応などさまざまな役割が期待されている一方で、教員の働き方改革の視点から、給食費の会計業務に係る学校教職員の負担軽減が、社会的な課題の一つとして対応を求められています。

学校現場では、保護者から給食費を徴収して食材や牛乳の購入に充当する事務は当たり前のように行われてきましたが、例えば 500 人規模の小学校では、年間約 2,500 万円の給食費を学校の教職員が管理しなければならないこと、給食費の徴収や食材費等の支払いに加えて、未納世帯への督促等の個別対応などにより、会計業務に負担感を感じている教職員が 60%以上いる、という文部科学省の調査結果もあります。

本市では、平成 30 年 4 月から学校給食費を公会計化することにより、学校が現金を取り扱わない体制づくりによる「コンプライアンスの向上」、市が給食を提供する一方で、保護者が給食費を支払う義務を負うという「債権債務の明確化」、さらに教材費などの学校徴収金についても給食費と一括徴収するシステムを導入し、市が効率的な徴収や未納対策を行うことで、1 校あたり年間約 190 時間の「教職員の負担軽減」の実現等をめざしております。

本市は、小・中・特別支援学校合わせて 169 校、約 7 万 3 千人の児童生徒に給食を提供しており、給食費の公会計化にあたっては、関連する法整備や効果的な未納金対策の実施、一括徴収システム導入や運用マニュアル作成などに加え、関係各課や学校現場、教職員の役割分担等の調整など、短期間で相当な量の事務処理や制度設計が必要になりました。

今回の委託事業では、学校給食費の公会計化の実施に向けた課題として「市町村が徴収することによる口座振替実施率の向上」と「未収金対策」、「会計業務全般及び教職員の負担軽減」について、具体的な対策を講じた上で、その効果を検証することとしました。

本市の取組みが、今後、学校給食費の公会計化を検討されている自治体の皆さまの一助になれば幸いに存じます。

平成 30 年 2 月

千葉県教育委員会学校教育部

部長 伊藤 裕志

1 千葉市の給食概要

(1) 基礎情報

本市では、小学校 111 校及び特別支援学校 2 校の合計 113 校が単独調理場により、中学校 55 校及び高等特別支援学校 1 校の合計 56 校が 3 つの共同調理場により、約 7 万 3 千人の児童生徒に学校給食を提供している。

平成 29 年 5 月 1 日時点

学校	学校数	栄養教諭等	児童生徒数	給食提供	献立方式	会計制度
小学校	111	111	48,534	単独調理場	各校独自	私会計
中学校	55	11	23,967	共同調理場	共同調理場独自	公会計 [※]
特別支援学校	2	2	253	単独調理場	各校独自	私会計
高等特別支援学校	1	0	94	共同調理場	共同調理場独自	公会計

※公会計・・・給食費の徴収は各学校が行い、共同調理場に納入する「半」公会計方式

(2) 献立方式

単独・共同調理場ともに、施設ごとの独自献立であり、特に小・特別支援学校の単独調理場では、一校に一名配置した栄養教諭等により、児童等の嗜好や教育課程など各学校の実態に合わせた、魅力ある学校給食を提供している。

(3) 給食費

学校区分	学年区分	1食当たりの給食費
小学校	1年生～3年生	255円
	4年生～6年生	273円
中学校		290円
特別支援学校	小学部 1年生～3年生	288円
	小学部 4年生～6年生	298円
特別支援学校	中学部	349円
	高等部	
高等特別支援学校		290円

(4) 学校給食の特色

ア 給食の管理運営

(ア) 小学校・養護学校・第二養護学校

- ・ 栄養教諭等を全校配置し、独自献立により各学校の実態・教科等の食に関する指導と連携した給食を提供
- ・ 栄養教諭等が中心となって、学校給食法の規定に基づいた衛生管理を実施することで、食中毒を予防

- 食物アレルギー対応は、文部科学省の指針に基づき「完全除去対応」を全てのアレルギーを対象に平成 28 年度から実施
- 児童の自己管理能力の育成を目的に、バイキング給食やセレクト給食等の形態を工夫した給食を実施

(イ) 中学校・高等特別支援学校

- 調理場毎の独自献立により、市内 56 校（中学校 55 校、高等特支学校 1 校）へ配送
- 共同調理場は、他市に先駆け、平成 17 年度から PFI により整備・運営
- 食物アレルギー対応は、詳細な献立の事前配付による自己除去
- 献立作成時にアレルギー物質が重複しないように配慮

イ 地産地消の取組み

- ▶ 市農政部門や地方卸売市場、JA 千葉みらいや卸売事業者と連携し、千葉市産農産物を計画的に学校給食に取り入れている。
- ▶ 「春夏ニンジン」「秋冬ニンジン」「ジャガイモ」「スイカ」「新米」「キャベツ」「コマツナ」「ブロッコリー」などを使用した統一メニューを全校で、導入している。
- ▶ 学校給食用米は、千葉県学校給食会を通して県産の「ふさこがね」（自主流通米）を使用している。新米の時期は、市内産「新米コシヒカリ」を JA 千葉みらい等関係団体と協議し、10 月～12 月まで使用している。毎年約 170 万トン程度を利用。

地場産野菜の導入状況（平成 28 年度重量ベース）

	小学校		中学校	
	重量 (t)	割合 (%)	重量 (t)	割合 (%)
千葉市産	130.7 t	12.0%	76.2 t	18.9%
千葉県産	294.3 t	27.0%	56.0 t	13.8%
合計	425.0t	39.0%	132.2t	32.7%

2 概要

(1) 研究開発テーマ

本事業では、平成30年4月からの学校給食費の公会計化に関する取り組みにおいて、「学校給食費の公会計化による会計業務の負担軽減」をテーマに、研究を行った。

(2) 事業目標

学校給食費の公会計化による会計業務の負担軽減を図る上での地方自治体としての課題について、解決の方法を検討し有効性を検証する。

(3) 事業概要

公会計導入にあたって、「①口座振替実施率の低下」、「②未収金(未納金額)の増加」及び「③事務負担の増加」の3つの課題があげられることから、本市では解決に向けた効果的な方法を検討し、有効であるかを検証する。

本市では、食材を一括調達する外郭団体や委託先等を有しないことから、公会計導入後も食材の調達は各学校が中心となって実施しなければならない。一方で、地方自治法や市の契約・会計規則等に基づく調達を行う必要があるため、各学校が円滑に食材等を調達できる仕組みを検討する必要があった。

(4) 成果指標

評価指標及び評価方法を以下のように設定した。

No	評価指標	評価方法
1	口座振替実施率（保護者の口座振替による登録割合） （現状値：99.9% 目標値：99.9%）	公会計導入時に口座振替依頼書を回収し、口座登録の割合を口座振替実施率として算出し、実施前と比較する。
2	口座振替率（口座振替で徴収した割合） （現状値：90% 目標値：95%）	公会計化実施後（平成30年度）、口座振替で徴収した割合を算出し、実施前と比較する。

3 取組内容

(1) 口座振替実施率低下に対する懸念への対策 ～独自の口座振替依頼書～

ア 課題の分析

多くの自治体で、公会計移行時に口座登録率の低下が課題となっている点について、学校と保護者という「密な関係性」から、自治体と保護者という「疎の関係性」に起因する課題として捉えることとした。

これにより、保護者の口座登録意識が低くなってしまうこと（＝税などと同様に、納付書が送付されたら支払えばよいという意識）や、登録状況の個別管理ができない（＝登録行動のコントロールが効きにくい）などにより、口座登録率の低下が引き起こされるものと推察した。

イ 検討

私会計時には学校への口座登録率は約99.9%と、ほぼ全ての保護者が各学校で口座登録を行っている。このような高い登録率が達成されている要因としては、各学校の教職員が未提出者への積極的な呼びかけを行っていることや、児童生徒から学校へ提出する書類の一つとしていることで保護者の義務感を引き起こしたことにより、達成できたものだと考えた。

このことから、公会計移行後も高い口座登録率を維持するためには、

- ・ 口座振替登録状況の管理、未登録者への働きかけ
- ・ 保護者の登録意識の向上

の2つを達成することが重要であり、市から働きかけをする際に、学校の関与を作る（残す）必要があると判断した。

ウ 対応

学校の関与を作るためには、金融機関で口座登録手続きを終えたことを証明するものを学校に提出することが考えられるが、本市では「口座振替依頼書」の控えを学校に提出することとした。

通常の口座振替依頼書は3枚複写であるため、「学校控え」を追加した4枚複写の給食専用口座振替依頼書を作成した。

専用の口座振替依頼書は、

「金融機関控え」 「自治体控え」 「本人控え」 「学校控え」

の4枚複写とし、通常の様式より1枚多い。学校控えを設けることで金融機関での口座振替登録手続き終了後に、届出を証明する書類を提出することが可能となった。

エ 学校手続き

学校経由で依頼文書と口座振替依頼書を配付した後、平成29年9月から保護者による口座振替登録手続きを開始し、各学校で学校控への提出状況を管理することとし、必要に応じて提出者への催促を行った。

なお、教育委員会から、口座振替に関するお知らせの文書を、制度開始前の7月、制度開始時の9月、また未提出者を対象として10月、12月の計4回発出した。

オ 結果

当初目標とした99.9%は達成できなかったが、在校生(小学校1～5年生では98.0%、中学校1・2年生では96.8%)の平均97.6%が手続きを完了した。(未提出者数は1校あたり7.8人であり、1学年あたりにすると1～2人)。

平成30年1月末時点

		対象者数	提出済数	未提出者数	提出率	平均
小学校	1年生	7,775	7,623	152	98.0%	98.0%
	2年生	7,859	7,739	120	98.5%	
	3年生	8,170	7,992	178	97.8%	
	4年生	8,330	8,113	217	97.4%	
	5年生	8,333	8,173	160	98.1%	
	6年生	8,227	7,537	690	91.6%	
	新1年生	7,976	6,972	1,004	87.4%	87.4%
中学校	1年生	7,976	7,705	271	96.6%	96.8%
	2年生	7,925	7,693	232	97.1%	
特別支援学校		279	257	22	92.1%	92.1%
在校生合計 (小1～5、中1～2、特支)		56,647	55,295	1,330	97.6%	
総合計		72,850	69,804	3,046	95.8%	

カ 考察

①保護者

口座登録手続き完了後の書類を学校に提出することを義務付けたことで、保護者の登録意識を高めることができた。

②学校

本市では公会計化とともに、学校徴収金を一括で徴収することとしたため、保護者の口座登録は、今後の学校徴収金の徴収状況にも影響することから、学校が積極的に登録を呼びかける要因となった。これにより、教育委員会と学校とで共通認識のもと連携して対応することができた。

③その他

小学校6年生は、私立中学校への進学を希望する児童もいることから、他学年と比べて提出率は低くなっているが、2月には進路が決定することから、市立中学校進学者は他学年と同様に提供をしてもらえる想定。

新1年生については、提出する機会が就学时検診時のみであり、学校側も入学前であることから保護者への継続的な呼びかけができなかったことから、提出率が低くなっている。なお、入学後に再度依頼を行う。

キ 課題等

①口座振替登録用紙

当初、口座振替登録用紙を4枚複写にすることについては、金融機関での取り扱いが難しいため、可能な限り通常の3枚複写様式にしてほしいとの意見があった。4枚複写が本制度の重

要な意味を持つことなどを説明することで、金融機関の理解をいただいた。

② 4枚複写が使用できない金融機関

一部の金融機関では4枚複写が使用不可であったため、当該金融機関を希望する場合は、4枚複写の4枚目を切り離して届出することで対応した。(上3枚のみを保護者から受領するため、金融機関の事務処理変更は発生しない。)

③ 登録手続き期間

全児童生徒7万人分の口座登録手続きを一斉に開始すると、金融機関の窓口が混雑し、一般の顧客に影響があるとの指摘があったことから、用紙配付期間を市内3ブロックに分けて、配布日をずらすことで、手続きが集中することを避けた。

④ 4枚複写

4枚複写のため、記入時の筆圧が弱いと4枚目まで複写されず、記載内容が不鮮明の状態で見出されるケースがあった。そのため記載内容を判別できないものが全体の約3.6%出たため、学校に確認作業を依頼する必要があった。不鮮明なものを一度学校に返却し、保護者等へ確認後、再提出を求めた。

⑤ 提出後の取り扱い

- 登録用紙は、A4版と大きくしたため保護者が記入しやすかったことから、データ化作業時に判別が容易だった。(用紙が小さいと、記入された文字が判別できない事例が増える可能性が高い。)
- 保護者が記入した学校名などが判別できないものも多かったが、学校経由であるため、特に問題は発生していない。なお、学校経由でない場合は、学校名や児童生徒氏名が不鮮明、また他校を記載した等の事例があり、教育委員会での修正作業に多大な事務労力が発生してしまう。

⑥ 保護者提出分での課題

保護者提出分で口座情報入力作業を行うため、以下の課題が発生した。

- 金融機関の窓口での修正が反映されているかの確認が取れず、入力データの0.27%に存在しない金融機関コード(存在しない本店・支店のコード)が入力されていた。
- 23の指定金融機関等以外の金融機関で手続きが行われた。
- 保護者の口座登録から実際の口座引落まで最長で10か月程度、期間があるため、保護者がどの口座で登録を行ったか忘れてしまう事があり、新年度に改めて個別に登録口座の通知を行うことを検討中である。

⑦ その他

給食費と学校徴収金の一括徴収であるため、保護者の手続きが一本化される。これにより学校徴収金の引落のために再度の手続きなどが不要となり、保護者側の負担も軽減される。一括

徴収でない場合、学校徴収金の引落用の口座登録が必要であるため、公会計用口座についてもこれまで使っていた学校指定の金融機関を安易に選んでしまう可能性があった。

(図1) 公会計化に伴い独自様式で作成した口座振替依頼書。4枚複写が特徴。

金融機関への提出枚数は、ゆうちょ銀行は上3枚、その他金融機関は全4枚です。

千葉市学校給食費等口座振替依頼書 金融機関用

金融機関様 自動払込利用申込(廃止届)書 取扱店は3・4枚目を返却ください。
(ゆうちょ銀行は4枚目はありません)

申込日	平成	年	月	日	区分	1 新規	2 解約(廃止)	
口座振替依頼者(保護者等)	(口座名義人)	*フリガナ						口座届出印
		氏名						
	住所		〒					
	*フリガナ							
(保護者等)	(納付義務者)	氏名						<input type="checkbox"/> 口座名義人と同じ(記入不要)
		住所		〒				<input type="checkbox"/> 口座名義人と同じ(記入不要)
	連絡先		電話番号	携帯電話など平日、日中の連絡先		電子メールアドレス		@
				—		—		

※フリガナ欄は、姓・名は1マスあけ、濁点も1マスに記入してください。
※納付義務者(保護者等)が口座名義人と同じ場合は、□にレを印をつけ、氏名及び住所の記入は不要です。

(児童生徒等)	*フリガナ						口座名義人と同じ(記入不要)
	氏名						
	学校名(在籍校名)		千葉市立		学校		

私(納付義務者)は、学校給食費、日本スポーツ振興センター掛金及び教材費等保護者負担経費(以下、「学校徴収金」という。)を支払うことを承し
ます。
私(口座名義人)は、学校給食費、日本スポーツ振興センター掛金及び学校徴収金について、口座振替(自動払込)の方法で納付することについて
承し、契約事項を確認の上、口座振替(自動払込)を依頼します。
また、還付事由が生じた時は、還付金を下記の口座に振り込んでください。

指定口座	ゆうちょ銀行	銀行・金庫・組合				本店・支店・出張所					
		金融機関コード	店舗コード	預金種別		口座番号(右づめで記入)					
			1 普通 2 当座								
	ゆうちょ銀行		金融機関コード	通帳記号			通帳番号(右づめで記入)				
		9 9 0 0 1	の								
		種目コード	新規 166 廃止 176	契約種別 コード	30	払込先 加入者名	千葉市会計管理者	払込先 口座番号	00120-0- 963268	払込日	25日 (再)15日
払込(廃止)開始年月 平成 年 月						※非営業日の場合は翌営業日					

ゆうちょ銀行以外の銀行またはゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。 ※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

契約事項(ゆうちょ銀行を除く)

- 私が千葉市に納付すべき公金(給食費等)の納付書が、貴店に送付されたときは預貯金払戻請求書を提出いたしませんので、納付期限内に貴店において引き落とし納付してください。
- この口座振替について、貴店発行の領収証書を省略してもさしつかえありません。
- 指定預貯金口座の残高が、所定の納付期において納付書に記載されている金額に満たない場合は、当該納付書を千葉市に返却されても異議はありません。
- この契約を解約するときは、私から貴店に届け出ます。なお、この届け出がないまま長期にわたり千葉市から納付書の送付がない等の相当の事由があるときは、この契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
- 本取扱いについて、万一紛争が生じても、貴店の責によるものを除き、貴店に迷惑をかけません。

取扱店の方へのお願い

- ・口座名義人のフリガナ欄に記入もれがないか確認してください。
- ・預金種別欄、口座番号欄に記入もれがないか確認してください。
- ・受付した依頼書は速やかに千葉市に返送してください。(ゆうちょ銀行を除く)
- ・ゆうちょ銀行は、貯金事務センターへ送付してください。

口座振替依頼者(保護者等)の方へ

※裏面の「口座振替のお申込みにあたっての注意事項」をよくお読みください。
※ゆうちょ銀行で自動払込をする場合は、記入後に4枚目の用紙を切り離し、上3枚をゆうちょ銀行へご提出ください。

金融機関使用欄 <small>(ゆうちょ銀行は除く)</small>		ゆうちょ銀行使用欄 取扱店日付印
不備返却理由 1. 預貯金取引なし 2. 記載事項相違(口座名義・口座番号・届出印) 3. その他()		
検印	印鑑照合	扱者

お子さんが通う学校、または
教育委員会事務局保健体育課 TEL 043-245-5909

口座振替に関するお問い合わせ先 :

・給食専用の4枚複写方式として作成

・ゆうちょ銀行のみ3枚対応のため保護者が切り離す必要有り。

・喫食者情報として平成29年度時点の児童生徒の在籍校情報を記入

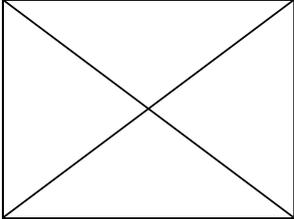
・本申込で、

①給食費

②スポーツ振興センター共済掛金

③学校徴収金の3つを引き落とすことを記載

(図2) 登録用紙4枚目(学校控え)

<p>口座振替依頼者(保護者等)の方へお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆうちょ銀行で自動払込依頼をする場合は、この4枚目の用紙を切り離し、上3枚をご提出ください。ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合は、全4枚をご提出ください。 ・金融機関への手続きが済みましたら、この用紙(学校控)は学校にご提出ください。 	金融 機 関 使 用 欄	<p>上記口座振替(自動払込)の内容を確認しました。(ゆうちょ銀行は除く)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>取扱金融機関</p> <p>所在地・名称</p> <p style="text-align: right;">印</p>																				
<p><学校記入欄> ※児童生徒番号・職員番号を記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">児童生徒番号</td> <td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td> </tr> <tr> <td>職員番号</td> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>		児童生徒番号										職員番号										
児童生徒番号																						
職員番号																						
<p>※取扱店の方へ</p> <p>この学校控えは、口座振替依頼書提出者(保護者等)にお渡しください。(ゆうちょ銀行は除く)</p>			<p>取扱店→口座振替依頼者→学校</p>																			

・4枚目学校控えの下部に、8桁の数字を記入する学校記入欄を設けている。児童生徒一人一人に付番した番号を学校で記入することで、随時の転校生の情報なども学校と教育委員会とで情報共有が可能となり、口座登録に関する全市統一的な管理が可能となった。

(図3) 取扱金融機関(用紙裏面に記載)

<p>口座振替できる金融機関</p>	<p>○ 金融機関名</p> <p>千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、常陽銀行、東京スター銀行、埼玉りそな銀行、あおぞら銀行、ゆうちょ銀行(郵便局)</p> <p>三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、千葉信用金庫、銚子信用金庫、佐原信用金庫</p> <p>千葉みらい農業協同組合、横浜幸銀信用組合、ハナ信用組合、中央労働金庫、商工組合中央金庫</p>
<p>・公会計により、取扱金融機関が、大幅に増加した。学校が支店まで指定していた状況から、23金融機関で取扱ができるようになり、利便性の大幅な向上を図ることができた。また、給与口座・メイン口座などを登録することで、振替不能率の減少なども期待できる。</p>	

口座振替で利用した金融機関

私会計時には使用ができなかった都市銀行・信託銀行も約11%程度利用されており、また地銀でも市外の支店口座で届け出た保護者も多くいるなど、保護者の利便性は格段に向上した。

	公会計化後
届出済金融機関数	19
〃 支店数	1,442

表 口座登録手続き登録金融機関 平成30年1月末時点

(2) 導入時の事務負担の軽減

保護者が口座登録用紙の学校控えを学校に提出することから、学校での口座情報の入力も可能であるが、短時間で7万人以上の口座情報登録を正確に行う必要がある事から、データ入力について外部委託を行うこととし、費用対効果を検証した。

	学校	※委託事業者
1件当たり	250円	124.2円
総額	18,250千円	9,067千円

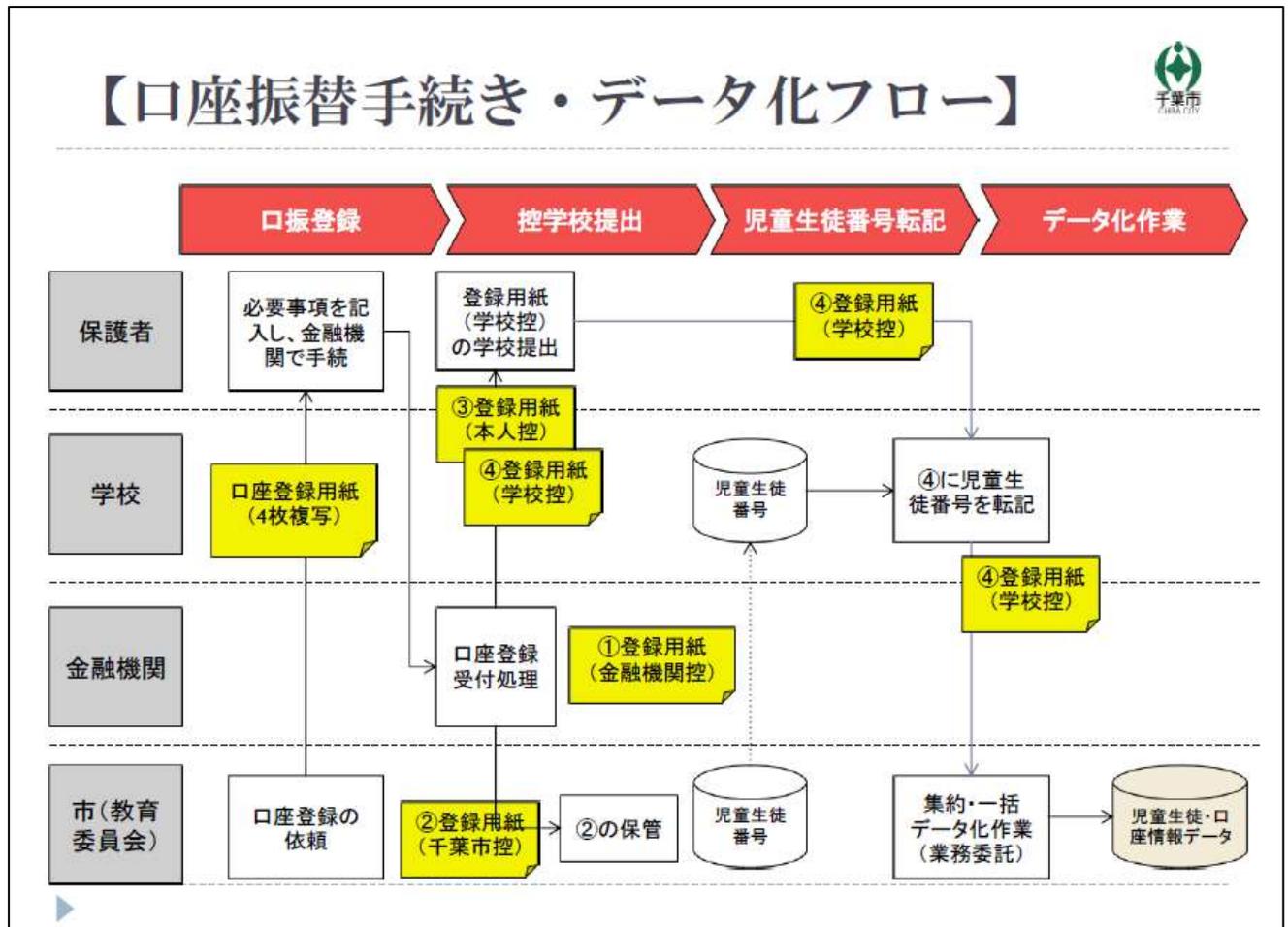
※ 委託事業者の金額は入札結果による。

※ 学校の場合は、事務職員及び管理職による入力・確認作業として1件5分、時給単価3,000円とし、約250円/件

※ 入力件数は、73,000件（実績値）として算出

入力業務を委託化することで、約9,183千円の費用削減が達成できた。また、短期間で正確なデータ入力が可能となった。

なお、教育委員会で非常勤職員を雇用し、入力することも検討したが、入力するパソコンの確保や入力内容の正確性を担保することが難しいことや書類の散逸等の懸念があったため、専門業者への委託のみを事務負担の比較対象とした。



(3) 滞納額増加の対策

公会計に移行した自治体では、滞納額が増加する傾向があるため、未納や滞納を未然に防止するため制度設計を行った。

なお、公会計制度の自治体と私会計制度の自治体とを比較した場合、約2%の差が生じており、これは本市の給食費予算規模では約7,600万円であることから、滞納額を可能な限り発生させない工夫が求められる。

会計区分	公会計制度自治体の 平均	私会計制度自治体の 平均
小学校	1.84%	0.13%
中学校	3.44%	0.30%
全体	2.12%	0.17%

平成28年度の学校給食費未納率 平成29年政令市調査結果より

ア 学校給食申込書

学校給食を実施する自治体と、給食費を納入すべき保護者との契約関係を明確にすることで、納付意識の向上や滞納時の法的処置の根拠とするためなどの趣旨から「学校給食申込書」を徴する手続きは多くの先事例があるが、さらなる滞納対策として以下の対応を実施する。

① 児童手当からの徴収に関する同意事項

申込書の余白スペースに、「児童手当からの徴収に関する同意」欄を設け、全ての保護者から事前に「学校給食費の納入が滞った場合に、児童手当から徴収すること」について同意を取得しておくことで、滞納発生時の円滑な徴収を可能とする。

なお、学校徴収金においても同様の同意事項の取得を予定しており、児童手当からの徴収(天引き)を予定している。なお、学校徴収金は、給食費とは異なり公費での補てんが無いことから、未納状態が続く場合、教材費等の支払いに支障をきたすことから、児童手当からの徴収について学校現場からの強い要望があった。

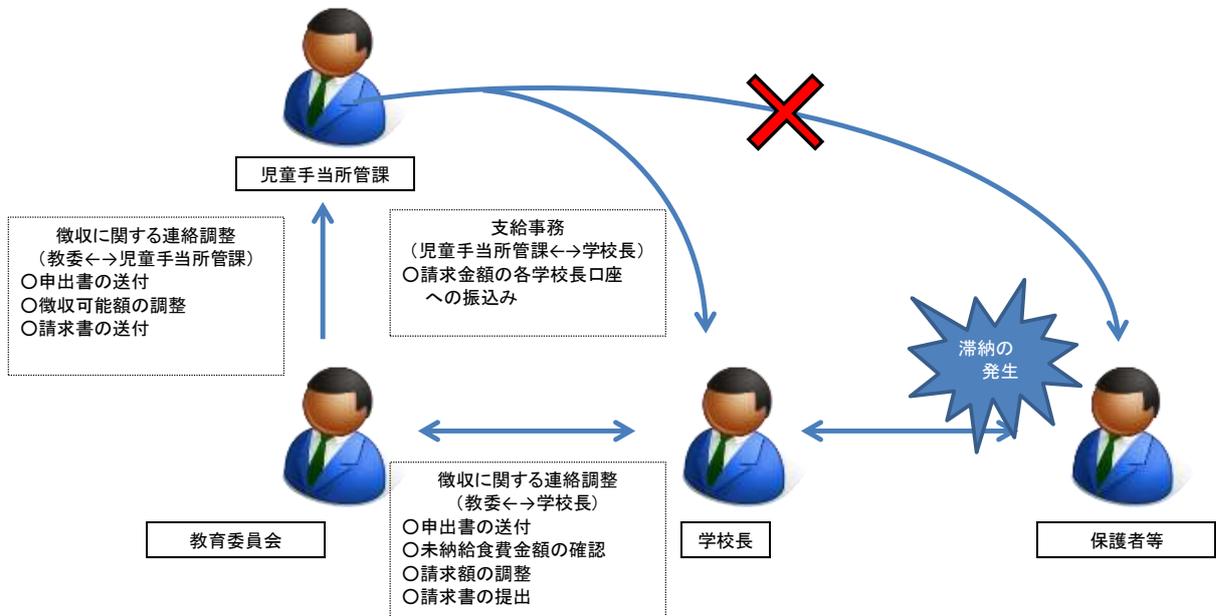
② 資産調査に関する同意書

児童手当からの徴収も難しく滞納状態が続くこととなった場合、市の債権管理部門に債権を移管することとなるが、その際、債権管理部門で資産情報についての調査を実施することができるよう、児童手当と同様に事前に同意を得ることとしている。この同意があることで、債務者の資産状況等を把握が容易になる。

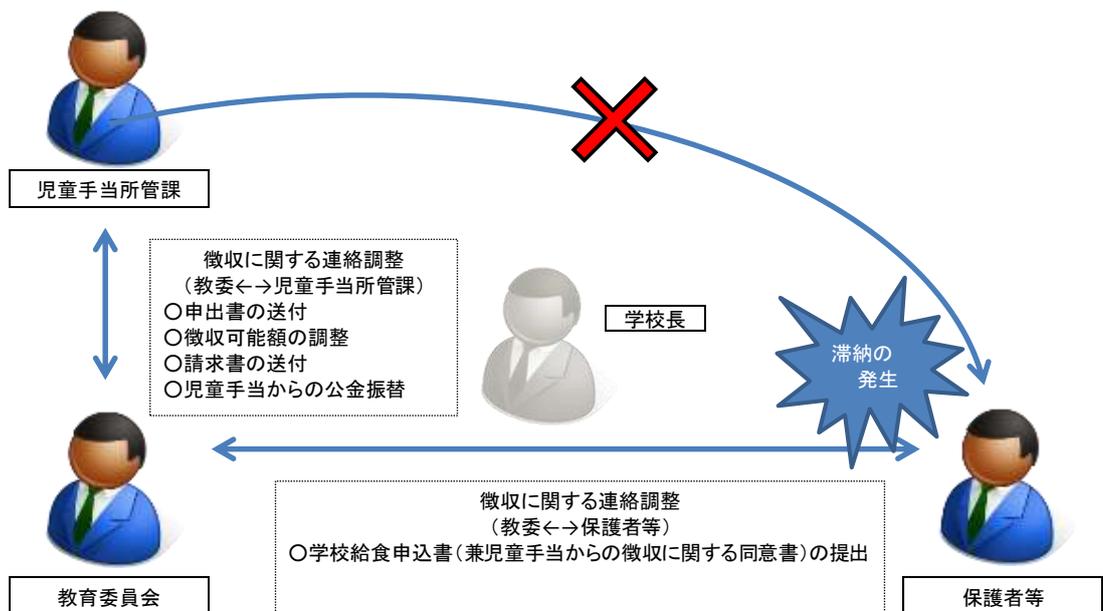
(参考) 児童手当からの徴収事務フローの変更

本市では、従前から小学校等の私会計であっても、児童手当からの徴収を行っている。公会計に伴い、徴収フローは以下のとおり、学校長を経由していたものが、直接教育委員会と保護者がやり取りすることとなり、事務負担の軽減につながる。

(現状)



(公会計化後)

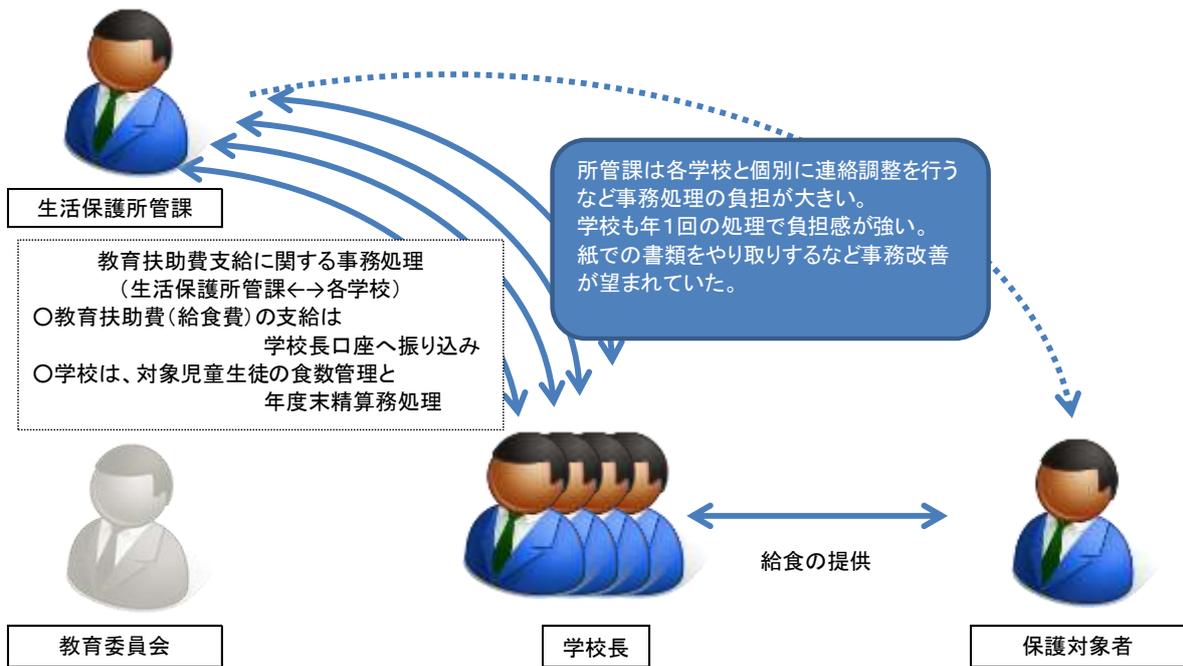


※ 学校徴収金に係る児童手当からの徴収については、現状と同様の事務フローとなる。

イ 教育扶助費（生活保護世帯への支援）

従来から、生活保護所管課から対象児童生徒が在籍する学校長に対して必要となる給食費が支払われていた。このため、保護世帯の滞納は基本的に発生していない。公会計化後は、各区社会援護課（生活保護所管課）から保健体育課へ相当額を支給する。これにより、引き続き保護世帯の滞納が発生しないほか、従来は、各区社会援護課と市内169の小中学校と行われていた事務処理を保健体育課が一括して行うこととなるため、事務の効率化も見込んでいる。

(現状)



(公会計化後)



ウ 就学援助費

準要保護世帯に対する就学援助費についても、学校長に給食費が支払われていた。今後は、保健体育課において、徴収管理システムで該当児童生徒の食数情報を抽出したうえで公金振替を行う制度とし、学校現場・保健体育課双方の業務が軽減されることを見込んでいる。

	要保護		準要保護		削減 (時間/年)	削減額 (円/年)
	現状	導入後	現状	導入後		
保健体育課	0	84	655	105	-466	1,418,970
各区社会援護課(6区)	928	108			-820	2,496,900
各小中学校(170校) ※参考(子どもと向き合う時間の確保にて算出済み)	612	0	3,818	0	-4,430	
計	1,540	192	4,473	105	-5,716	3,915,870

1時間単価 3,045 円

エ 口座振替日の設定

公金の納期限(振替日)は、振替に係る費用の観点から、同一日で行うことが一般的であるが、確実な口座振替(振替不能を防ぐ)を行うため、他と異なる納期限と別日の再振替を行うことが有効であるとする。

通常各市税等は、各月末日が納期限(振替日)となっているため、コスト的には、同一日が望ましいが、他の税と競合し、引き落としができないことが想定されるため、それより前の期日であり、かつ給与支払日の後である事が一番引落の成功確率が高いと想定し、毎月25日とした。さらに、再振替も、翌月15日に行うこととしている。

参考：振替スケジュール

期別※1	給食費	納期限 (振替日)	再振替日	学校徴収金※2	
				振替可否	学校入金予定日
第1期	4・5月分	6月25日	7月15日	○	7月2日
					7月24日
第2期	6月分	7月25日	8月15日	○	8月22日
	※第2期にスポーツ振興センター共済掛金を徴収				
第3期	7月分	8月25日	9月15日	○	9月26日
第4期	8・9月分	10月25日	11月15日	○	11月22日
第5期	10月分	11月25日	12月15日	○	12月25日
第6期	11月分	12月25日	1月15日	○	1月22日
第7期	12月分	1月25日	2月15日	○	2月22日
第8期	1月分	2月25日	3月15日	△	3月26日
第9期	2・3月分	3月25日	4月15日	×	

※1 徴収は年9回とし、1期、4期、9期が2か月分をまとめて徴収する以外は、単月での徴収。

※2 学校徴収金は、再振替後の学校長口座入金のため、年度をまたぐ第9期での徴収は行わない。

4 調整事項

(1) 庁内関係各課との調整

制度検討にあたっては、庁内各課と制度・規則、運用方法等について、個別に事務調整等を行った。

総務局総務部政策法務課 (条例や規則の審査を所管する組織)	○条例・施行規則に関する相談・協議 「条例」及び「同条例施行規則」の制定について
総務局総務部人事課 教育委員会教育職員課 (人事・組織・決裁規程等を管理)	○補助執行協議の改正 賄材料費を小学校等で執行するため、補助執行協議の改正について
財政局財政部財政課 (予算編成・執行管理)	○会計制度 公会計化に伴い、給食事業費を特別会計で経理することについて
財政局資産経営部契約課 (入札・契約担当課)	○食材購入方法 給食物資の質と安定的な確保を目的とした物資納入業者登録制度を設けることについて
財政局税務部債権管理課 (各課が保有する滞納事案を引継ぎ、集中的に整理)	○小学校未納債権の取り扱い 公会計移行に伴い、私会計時の未納債権の取り扱いを、市が引き継ぐことについて ○学校給食申込書 市と保護者との契約関係を明確にするために、事前に申込書を取得することについて ○税務調査に関する事項 税務調査を可能とするため同意を取得することについて
保健福祉局保護課 (生活保護法に係る事務の企画、運営及び指導。生活保護費の支給事務は各区の社会援護課が実施。)	○生活保護世帯に対する教育扶助費の支給方法 教育扶助費の支給を「学校長渡し」から「公金振替」へ変更することについて ○生活保護世帯に係る情報連携 受給情報について情報連携を行うにあたって、重要電子情報処理規程に基づく協議について
こども未来局こども未来部こども企画課 (児童手当に関する業務を所管。支給事務は区こども家庭課が実施。)	○児童手当からの徴収に関する事項 全ての保護者からあらかじめ児童手当からの徴収についての同意書を取得することについて 学校徴収金を児童手当から徴収する費目として追加することについて
会計室 (市の会計事務を統括する)	○口座振替に関する金融機関との連絡調整 口座振替を新規に実施するにあたって、金融機関との手続きに関する助言や制度面の改訂について ○出納関係（支払命令） 給食食材調達の公会計化により、出納部門による審査業務が増加することへの対応について
教育委員会学校教育部学事課 (学齢簿担当及び学校徴収金を担当する)	○学校徴収金一括徴収の実施に伴う制度設計 一括徴収制度に伴う学校現場の事務処理内容の変更について 学校徴収金に係る児童手当からの徴収
保健福祉局健康部生活衛生課 保健福祉局健康部保健所食品安全課 (食品衛生に係る企画・調整等)	○学校給食用物資納入業者登録制度の創設 業者の衛生管理状況を把握するための食品衛生監視票の取り扱いなどについて
市税事務所 (市税等に関する調査・賦課)	○市税完納及び特別徴収に関する証明書 登録制度に市税等の納税状況や個人住民税の特別徴収の実施状況の確認を要件とすることについて

(2) 標準的職務分担案の作成

教育委員会から公会計に関する事務分担を「標準的事務分担」として提示し、学校内での「職」と「職務内容」を明確にした。提示にあたっては、職員団体などと協議を重ね理解を得るように協議を重ねた。

- ①標準的な事務分担とすることで、どこの学校に異動しても同じ業務は同じ職の職員が担当することとし、人事異動による事務負担の増加を抑制するため。
- ②一人職が多いため、特定の職種や特定の個人に仕事が偏らないようにするため。
- ③給食費の取り扱いが公金となることから、事務処理の正確性がより一層求められるようになるため。

ア 標準的職務分担案の検討

分担案を作成するにあたっては、校長会、教頭会、教務主任会、学校事務職員、栄養教諭等の職域組織、職員団体、教育委員会各課による会議を設けた。学校現場での運用の観点から、事務分担案に偏りが無いのか、現実的な分担案等の検討・協議を行った。

【会議名称】

学校給食費の公会計化及び公金・準公金一括徴収に伴う学校事務の業務に関する打ち合わせ会

【開催回数】

2回

【会議出席者】

校長会（小・中）、教頭会、教務主任会、事務職員（学校間連携担当、市教育研究会、事務職員研究会）、栄養教諭等、職員団体、教育委員会各課等

○ 主な意見

- ・ 特定の職種・職員に事務が偏ることが無いようにすること。
- ・ 新たに公金（給食費）を取り扱うこととなるため、学校内でのチェック・複数の職員による確認体制ができるようにすること。
- ・ 業務との整合性・連続性を考慮した分担案であること。
- ・ 小学校と中学校では、給食実施方法（単独・共同調理場）が異なる。小学校では、食材の支出事務を行うが、中学校では行わないなど事務量に差がある。そのため、全市で統一的な事務分担ではなく、実質の事務量を考慮した分担案であること。

イ 標準的職務分担案の決定

当初提示した分担案から、給食管理運営の担当者である栄養教諭等が給食の一部の事務処理について変更を行った。

(3) 食材納入事業者への対応

公会計化後も、引き続き安全安心で魅力ある学校給食を提供するために、各学校で地元小売業者から質の良い食材を安定的に調達する仕組みを維持する必要があることから、学校給食専用の業者登録制度「学校給食用物資納入業者登録制度」を設けることとした。

【市側のメリット】

- ・ 教育の一環として実施する学校給食において、納入食材に求める要件の特殊性（安全安心が最優先であること、大量調達となること、発注数量の増減が頻繁に発生する等）について、事業者と共通理解することができる。
- ・ 登録の要件に、
「市税等の滞納が無いこと」
「食品に関する法律及びその他の関係法令等を遵守していること」
などを設け、自治体の取引相手としての客観的な正当性を確保することができる。
- ・ 制度説明会の開催や個別の説明を行うことで、千葉市の学校給食の目的や位置付けなどをより具体的に説明する機会を得ることができる。

【事業者側のメリット】

- ・ 市の一般的な入札参加資格登録よりも容易に登録が可能な制度であるため、公会計移行の負担・影響を最小限に抑えることができる。
- ・ 自らの事業内容（取扱品目、配送地区等）を市に登録することで、新規の学校へ参入しやすくなり、取引の拡大も期待できる。

登録状況

	平成29年度実績	登録事業者
事業者数	96社	81社

※ 辞退事業者 16社、新規参入事業者 1社

なお、辞退事業者数は16社であるが、公会計化が理由の業者は数社であった。自己都合の廃業が最も多く、事業形態の変更などの理由による辞退などもあった。

(4) 食材購入について

ア 現状

本市では、食材を調達する学校給食会などの外郭団体・委託先などがいないことから、公会計化後も各学校で会計規則等に基づく適正な調達を行う必要がある。

また、食材調達を学校独自で行っていたため、十分に調達コストの低減や品質の確保を図ることができなかった。

イ 取組内容

① 調達区分の設定

自治体での物資調達は、競争性を確保することが原則ではあるが、給食物資の調達方法としては適さない部分があると判断し、物資を3つの区分に分類し調達を行うこととした。

物資種別	主な物資	競争性	備考
納入業者があらかじめ決定している物資	ご飯・パン・牛乳	無	納入業者が特定されているため。
見積検討会による決定する物資	調味料、加工食品等	有	値段の変動が無いものを対象として、年・半期見込み数、月毎の使用数量を集約したうえで見積実施。その他は、月毎に各学校の仕様品目数量を集約し、見積を実施。
随意契約により決定する物資	生鮮食料品(野菜・肉・魚等)※1	無※2	事前に見積を徴することができない値段の変動が大きい食材が対象。

※1 これ以外にも、緊急性がある場合や少額な場合は随意契約を可能としている。

※2 学校は名簿登録業者から業者選定を自由に可能であるため、長期的な目では競争性を確保することができる。

生鮮食料品については、業者登録制度に登録されている近隣の小売事業者から引き続き直接発注・購入を行うことができる仕組みとし、従来通りの品質を確保しつつ安定的な食材調達を行うことができる。

ただし、調味料や加工食品などは、教育委員会で使用数量を集約したうえで、見積実施により決定したものを各学校が事業者へ発注することで、コスト削減、品質の確保が可能となる。

② 使用数量の集約

各学校で作成した献立から使用食材を集約することが可能となるように、新たに献立管理システムを導入した。栄養教諭等は、各学校に配置されている事務処理パソコンで当該システムを利用し、献立を作成することとした。

教育委員会では、各学校の献立入力後、システムから全校分の使用食材を集約したうえで、学校代表及び栄養教諭等が参加する見積検討会により、共通物資の選定を行う。

③ 見積検討会

見積検討会では、安全安心な学校給食を提供するために、食材は価格面だけではなく、味や品質、作業性等を考慮した総合的な判断をしたうえで決定する。価格だけではない点も含めての判断を行うことで、質の良い食材をより安価に調達できるようになると見込んでいる。

④ 学校給食物資納品規格書の作成

円滑な物資調達のために、食材発注者と受注者とが、学校給食食材の規格や品質に関する共通認識を保持する必要がある。そのため新たに学校給食物資納品規格書を作成し、千葉市の学校給食で求める食材の要件を詳細に規定した。

ウ 今後の課題

① 事務負担の軽減

見積検討会は、年14回（年間物資・半期物資・各月物資）開催する予定であり保健体育課で行う業者への見積依頼や見積書、原材配合・産地等の確認、決定後の栄養成分、食物アレルギー物質のシステム入力等で、多大な事務労力が必要となるため、負担軽減が今後の課題となる。

② 物資の品質保持

見積検討会及び納品規格書で品質の確保を図っているが、見積検討会で見本検討する食品は1回あたり15～20品目であり、全ての食材について確認ができない。そのため、多くは、規格に合致した中から、最も低価格な食品を選定することとなることから、こちらが想定している食品と実際の食品とのかい離が発生することも懸念される。

給食献立管理システム導入効果(食材の集約・見積徴収)

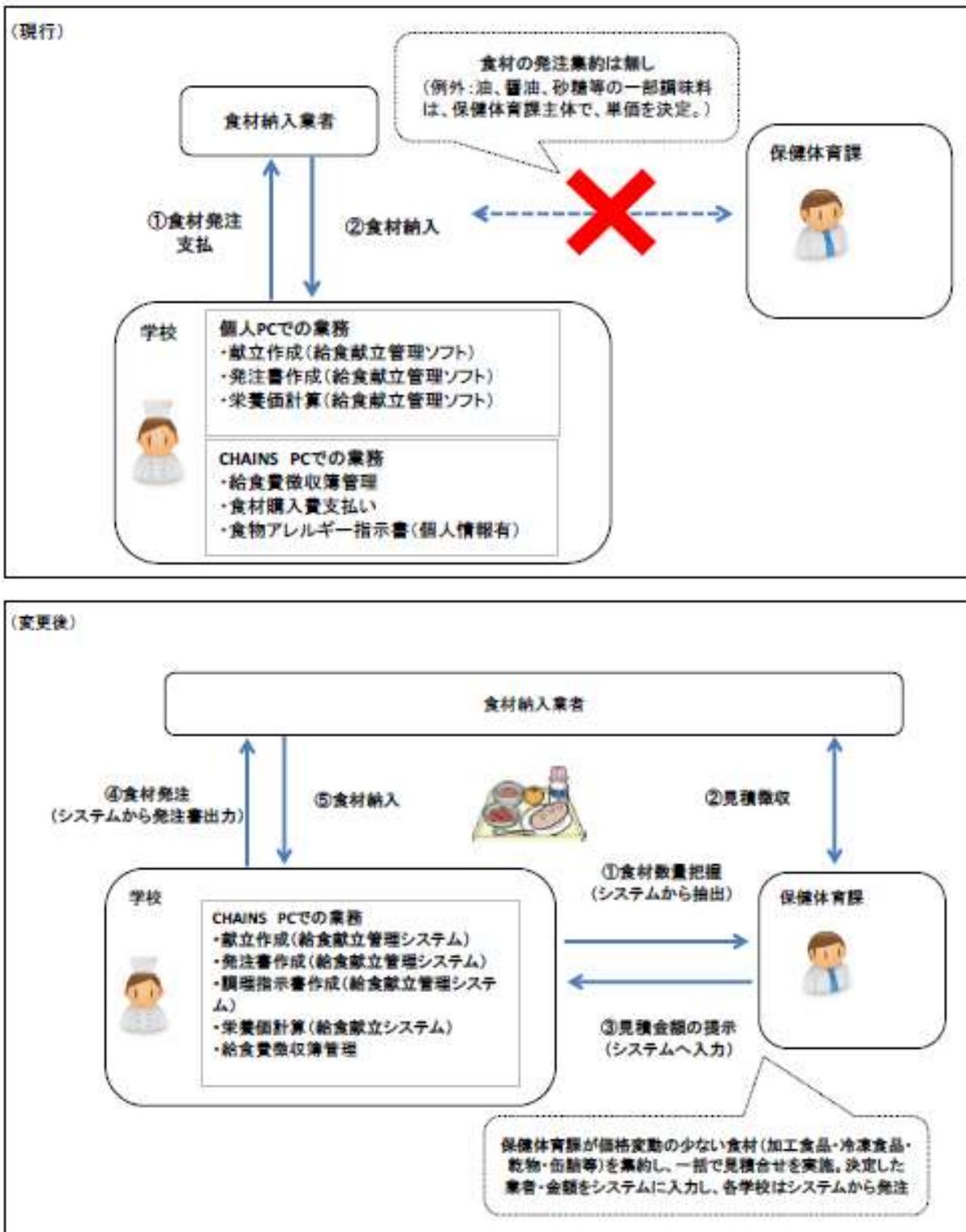


図1 食材集約・調達イメージ

給食用物資納品規格の共通事項

- 1 食品衛生法、日本農林規格に関する法律等の諸規制に適合するものであること。
- 2 生鮮品および使用原材料は、可能な限り、国内生産、国内産原料であること。
 - ・遺伝子組み換え食品、農薬の使用を極力抑えたもの。
 - ・生鮮食品（野菜や果物、肉）については、千葉市内産、千葉県内産、国内産の順に優先納品すること。
- 3 食品の加工にあたっては、食品添加物（着色料、保存料（防腐剤）、漂白剤、発色剤）抑えたものであること。
- 4 表示は、食品表示法に適合したものであること。
 - ・内容表示、期限表示（賞味期限、消費期限）、製造業者及び販売業者等の名称の表示でも同じ表示を行うこと。
 - ・生鮮食品（野菜や果物、肉）については、納品書に産地を記入すること。千葉市産のすること。
 - ・内容表示、期限表示（賞味期限、消費期限）、製造年月日、製造業者及び販売業者等方法が明記されていること。
 - ・使用原材料の原産国について、可能な限り、記述すること。
- 5 包装資材は食品衛生法の容器包装の規格に適合するものであること。
- 6 物資納品温度は、学校給食衛生管理基準（別表）に定める通りとする。

全体共通事項（一部抜粋）

3 分類別共通項目

分類	納品規格	品質・要件	表示内容
CV 冷凍食品 その他	(1) 納品温度 冷凍 -18℃ 以下 (2) 食品衛生上好ましい 包装材料を使用しているもの	(1) 新鮮な材料を使用したもの (2) 色、つやが良好で変色したもの (3) 形が良好で、つぶれなもの (4) ドリップの発生が少な ジ状などの異常な組織の (5) 再凍結のものでなく、 態がよいもの (6) 異味、異臭、異物混入 もの	(1) 品名 (2) 内容量 (3) 原材料名 (4) 製造業者の名称又は 氏名、住所 (5) 製造年月日又は賞味期 ※小分けした物資についても 表示(1)～(5)を明記する

全体共通事項（一部抜粋）

食品 番号	C4	枝番	食品名	種類	入数 (重量・個数)	納品 見積 単位	主要原材料・配合 形状、形態	品質・要件
18015A	0001	0001	ミートボール	冷凍 (乳卵なし)	8 g	kg	(1) 国産鶏肉 50% 以上 (2) 国産野菜使用 (3) 乳・卵不使用 (4) パラ凍結	(1) 混和が十分で、香味良好 (2) 適度な弾力があり、歯切れ

食品の詳細（一部抜粋）

参考：学校給食物資納品規格書

給食献立管理システム導入効果（食材集約イメージと、給食献立管理システムが無い場合の発注事務作業）

(1) システムによる食材集約イメージ

各学校の使用食材を集約し、ひと月分の総量を把握し、見積徴収を行う。

見積結果もシステムに入力することで、各学校は自動反映し、発注を行う。



(2) システムではなく、個別ソフトの場合

個別ソフト（CHAINSパソコンにソフトウェアをインストールする場合）では、食材の集約作業が人力となり、また、食材データ一括管理ができないため、集約作業の統一性を確保できなくなる。

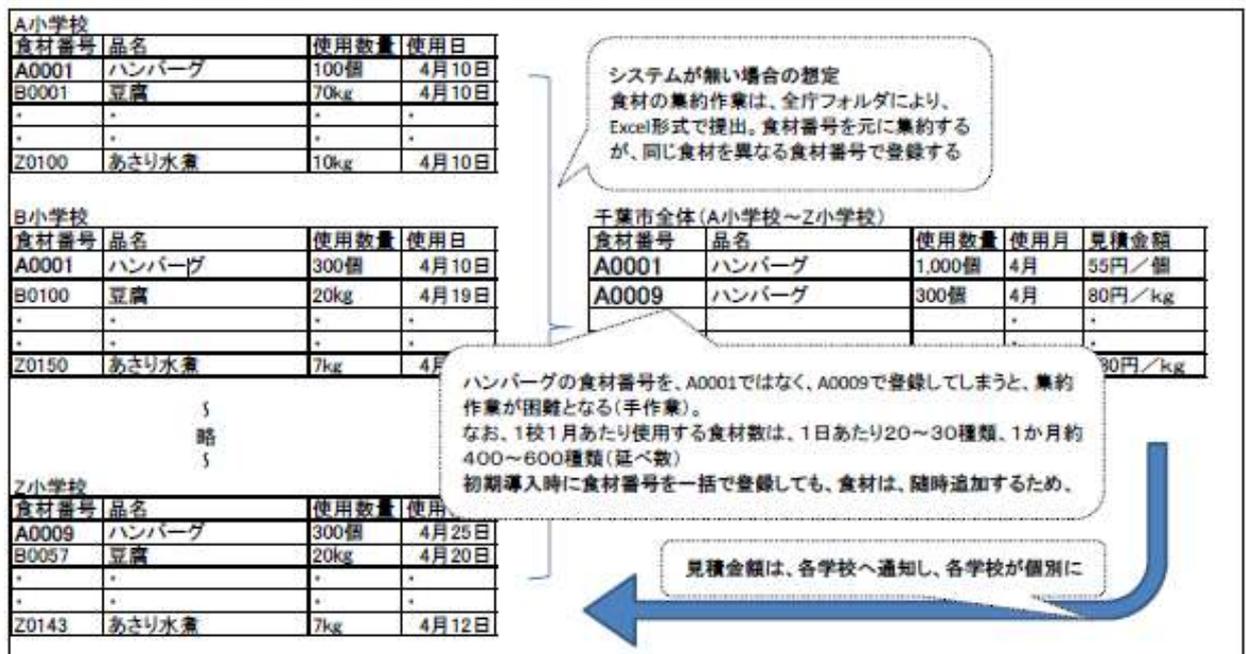


図5 献立管理システムでの集約イメージ

5 議会への対応

(1) 議会対応

29年第1回定例会 29年度予算

29年第2回定例会 条例議案提出（学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例）

30年第1回定例会 条例議案提出（千葉県特別会計設置条例の一部改正）

(2) 議員からの質問等

ア 地元経済への影響について

学校給食用物資は、各学校が近隣の商店から調達しているなど、地域経済の重要な地位を占めていることから、調達方法変更に伴う地域経済への影響についての質問があった。

⇒ 公会計移行後も、引き続き生鮮食料品等を近隣商店から購入できる体制とする。

⇒ 学校給食用物資登録制度により各業者の取扱品目・配送対象範囲が明確になるため、新規参入・営業範囲の拡大も可能となる。

イ 保護者への対応

① 未納債権の引き継ぎ

公会計移行時に、29年度末時点の給食費未納債権について千葉市が引継ぐこととしていたが、その際、機械的に引き継ぐだけではなく、各家庭の経済状況等を考慮し、必要な支援を行う必要があるのではないか、との質問があった。

⇒ 経済的に困難な家庭については、就学援助等の案内を行うこととした。

② 口座振替実施時の負担額

口座振替については、特に多子世帯の負担が大きくなるように、一回の引落額が高額となることを避ける必要がある、との意見があった。

⇒ 一回ごとの徴収が過度な負担とならないよう、年9回で引き落とすこととした。

③ 学校における支援情報の入手

生活保護に関する情報など、子どもたちの支援に関する必要な情報が学校へ伝わらなくなる可能性がある。そのため、必要な情報が届くような仕組みを設けるべきとの意見があった。

⇒ 生活保護受給に関する情報を学校と共有するとともに、就学援助の勧奨も引き続き行うこととした。

6 今後の課題

(1) 滞納金の増加

「3取組内容(3)滞納額増加の対策」に記載した対策だけでは、私会計時と同程度の徴収率を確保することは難しいことが想定される。

滞納対策については、以下の手段なども活用し、徴収率の維持向上を図る。

教育委員会	<ul style="list-style-type: none">・徴収嘱託員2名(1増)を雇用し、電話催告・臨戸訪問を実施・市税等納税推進センター(電話で納付の呼びかけ)での納付呼びかけを実施・児童手当からの徴収対象者の拡大
学校	<ul style="list-style-type: none">・初回振替で引落ができなかった保護者へ再振替の案内の送付・納期限までの納付がなされない保護者へ督促状の送付・口座振替登録率の向上(文書での依頼)

(2) 口座登録の課題

口座情報のデータ化作業を学校提出用で行っているが、保護者の金融機関提出後に、金融機関での職権訂正があった部分が反映されていない。そのため、千葉市提出用の控えから、職権訂正分を抜き出して、修正を反映させる事務が発生した。(職権訂正部分は、金融機関コードや支店コードなど)

(3) 学校徴収金の取り扱い

ア 口座振替以外の徴収方法

口座振替以外の納付方法は、以下のとおり。

	支払方法	手数料
給食費	納付書	市負担
学校徴収金	振込依頼書	本人負担(216円～)

学校徴収金は、口座振替以外の支払いでは手数料が本人負担となるため、納付時の負担が大きい。

イ 現金取扱の禁止

金銭事故防止のため、学校現場における現金徴収を原則として廃止するため、徴収困難者への対応が課題。

ウ 納付意識の向上

保護者の学校徴収金に係る納付意識を向上させるため、給食費と同様に事前に申込書を取得することとする。

エ 児童手当からの徴収

学校徴収金(学用品費)は給食費と異なり滞納に対する費用補てんが無いことから、児童手当からの徴収を行う。

オ 学校での催告・督促

学校徴収金については、未納者対応(催告・督促)を行う必要がある。

7 総括

(1) 委託事業の成果

本委託事業では、大きく分けて

- ・公会計移行に伴う課題として「口座振替登録率の確保」と「滞納対策」
- ・学校現場における「事務負担の軽減」

の2点について、それぞれ課題を設定し、効果的な対策を実施した。

「口座振替登録率」は、目標値である99.9%には届かなかったものの、平成30年1月末時点で、

登録率：97.6% 在校生（小1～5、中1・2、特別支援学校）

未登録者数：1,330人

と、比較的良い結果を得ることができた。

なお、教育委員会では、特に登録率が低かった現在の小学校6年生（私立中学校進学者を除く）や新1年生の保護者を対象として、平成30年6月の第1回目の口座振替に間に合うよう、さらなる口座登録の呼びかけを行っていく。

また、「事務負担の軽減」については、口座振替登録情報のデータ化作業について、提出を学校経由としたが、データ化作業自体を委託化したことで、全体として学校現場の事務負担及びデータ化作業時の確認作業の負担も軽減することができた。

一方で、「滞納対策」や「事務負担の軽減」のうち教職員の負担軽減などについては、制度導入の前年度であるため、これらの対策に対する成果が明確になるのは、30年度以降となるため、今後も継続的なフォローアップや事務改善を継続して行う必要がある。

(2) 公会計化の効果と影響

ア 効果

① 学校管理職

特に負担感が強かった滞納対策について大幅に軽減されることから、若手教職員の指導や学校マネジメントの強化等を、より一層取り組む時間を確保することが期待される。

② 栄養教諭等

私会計時の給食会計は、栄養教諭等が中心となり実施していたが、公会計化により本来業務である給食管理や食育事業等へ専念できる環境が整ったことから、今後、更なる学校給食の充実、食育の推進が期待される。

③ 学校事務職員

給食費を公金として取り扱うことになり、学校事務職員が関与することで、公金事務処理のより一層の透明性・適正性を確保できることが期待される。

イ 影響

①事務負担軽減

事務負担軽減については、学校徴収金との一括徴収制度による効果も含めて、学校全体で関連業務として年間約190時間の削減効果を見込んでいるが、学校内での事務処理方法や事務分担が徴収システム等により大きく変わることから、導入後数年経過し習熟度が向上した後の負担感について、配慮する必要がある。

②食材の調達方法の変更

小学校等では、今まで栄養教諭等が試行錯誤を重ねて知識や経験等に基づき、一つ一つ吟味し調達していた食材について、規格書に基づいた食材を購入し、共通の食材で調理する必要が出てくる。このため、子どもたちにとって安全安心で魅力ある学校給食を提供し続けるために、調達方法の改善を続けるとともに、研修等を強化して献立作成や調理時に更なる工夫を求める必要がある。

8 参考

(1) 給食費・学校徴収金徴収フロー

保護者からの給食費等の徴収は、給食費と学校徴収金の合計額を徴収する。徴収後、給食費は市会計管理者口座へ、学校徴収金は、各学校長口座へ振り込まれることとなる。

